（前のページより続き）

○登録確認機関である財団法人沿岸技術研究センターの確認業務対象範囲の変更に関する件（同三五一）　三七
○大阪港、神戸港における特定外貿埠頭の管理運営を行う者を指定した件（同三五二）
○空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則の規定に基づく告示（同三五三）
○成田国際空港に係る第一種区域を指定する件（同三五四）
○国土交通省の行政文書ファイル管理簿の閲覧所を定めた件（同三五五）
○観光庁の行政文書ファイル管理簿の閲覧場所を定めた件（観光庁六）　三八
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方環境事務所長に委任した件の一部を改正する件（環境四一）
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定める件（防衛七三）
公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所に関し、決定した件（同一四）　三八

〔官庁報告〕

官庁事項

昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件
（人事院公示一一）　三八
平成十三年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（同一二）
平成十七年人事院公示第七号の一部改正に関し、決定した件（同一三）

本号で公布された法令のあらまし

◇海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（法律第一五号）（文部科学省）

1　法律の目的等

(一)　目的

この法律は、海外の美術品等の我が国における公開の促進を図るため、海外の美術品等に対する強制執行等の禁止の措置を定めるとともに、国の美術館等の施設の整備及び充実等について定めることにより、国民が世界の多様な文化に接する機会の増大を図り、もって国際文化交流の振興に寄与するとともに文化の発展に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

この法律における「海外の美術品等」を海外に在る絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産等と定義することとした。（第二条関係）

2　海外の美術品等の公開の促進を図るための措置等

(一)　海外の美術品等に対する強制執行等の禁止

(1)　我が国において公開される海外の美術品等のうち、国際文化交流の振興の観点から我が国における公開の円滑化を図る必要性が高いと認められることその他の政令で定める要件に該当するものとして文部科学大臣が指定したものに対しては、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができないものとした。ただし、当該指定に係る海外の美術品等を公開するため貸与した者の申立てにより強制執行、仮差押え及び仮処分をする場合その他の政令で定める場合は、この限りでないものとした。（第三条第一項関係）

(2)　(1)の指定（以下単に「指定」という。）は、我が国において海外の美術品等を公開しようとする者の申請により行うものとした。（第三条第二項関係）

(3)　文部科学大臣は、指定をしようとするときは、外務大臣に協議しなければならないものとした。（第三条第三項関係）

(4)　文部科学大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る海外の美術品等について、文部科学省令で定める事項を公示しなければならないものとした。（第三条第四項関係）

(5)　文部科学大臣は、指定に係る海外の美術品等が(1)の政令で定める要件に該当しなくなったときその他政令で定める場合には、指定を取り消すことができるものとした。この場合においては、(3)及び(4)を準用するものとした。（第三条第五項関係）

(6)　(1)から(5)までに定めるもののほか、指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、文部科学省令で定めるものとした。（第三条第六項関係）

(二)　国の美術館等の施設の整備及び充実その他の措置等

(1)　国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するため、国の美術館等の施設の整備及び充実並びに当該施設における鑑賞の機会の充実のために必要な施策を講ずるものとした。（第四条関係）

(2)　国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するため、海外の美術品等に関する専門的知識を有する学芸員等の養成及びその資質の向上、民間団体が海外の美術品等の公開に関して行う活動に対する情報提供等の支援その他の必要な施策を講ずるものとした。（第五条関係）

(3)　国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとした。（第六条関係）

3　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとした。

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第九五号）（厚生労働省）

1　都道府県等が設置する児童自立支援施設の長等の身分に係る規定等を廃止することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。